



独立した第三者の立場から公正・公平・妥当な目線をもってご対応・ご指導いただきたい。財務諸表の作成者である企業と、その適正表示について意見を表明する監査人などが、相互に協力・連携していくことで、投資家などにとってより有益な財務情報を提供していくよう、さらなる良好な関係を築いていきたい。

### 3 IFRS第9号をめぐる対応を振り返って

#### (1) 十分なデュー・プロセスを確保した基準設定

IASBでは、現行の金融商品会計を規定するIAS第39号「金融商品－認識及び測定」を全面的に置き換えるプロジェクトを進めており、そのうち『分類・測定』については2009年12月にIFRS第9号「金融商品」を公表している。IFRS第9号をめぐるのは、弊行ではIASBに対して、全国銀行協会（全銀協）を通じて国債の中長期投資や政策投資株式の保有など邦銀特有のビジネス・モデルについて解説を行い、実態を正しく反映できる会計基準となるよう積極的に意見を表明してきた。こうした主張に対して、IASBにおいて迅速、かつ、柔軟なご検討をいただいた結果、IFRS第9号によって邦銀の経営実態を適正に財務諸表に反映できるものとなったと認識している。今後の基準適用の中で、実務に浸透していくことを期待したい。

今回の一連の対応を振り返ると、相互の信頼関係に基づき、十分なデュー・プロセスを確保できたことは大きな成果であったと考えている。IASBにおかれては、今後、多くの重要な基準設定プロジェクトが同時並行で進展していく中においても、十分な検討時間や多様な意見募集の機会を確保し、国際的に支持される会計基準としていただくよう要望したい。

#### (2) 相互協議の重要性の再認識

IASBとの協議と並行して、IFRS第9号に基づく邦銀の国債投資の会計処理について、会計基準に詳細な規定がないことから、基準解釈をめぐる複数の関係者から異なる見解が示された。この点については、その後のIASBと全銀協との追加協議により、邦銀のビジネス・

モデルに即して会計基準の解釈が可能であることが確認されたが、規則主義から原則主義への転換、その適応の難しさを改めて実感したところである。

前述のとおり、IFRSの下では、企業と監査人との建設的な相互協議を通じて、会計基準の解釈・実務への適用を検討していくことになる。IFRSは原則主義であるため、そこには経済活動に応じて適切な会計処理を判断するという“選択の幅”があり、会計基準に詳細な規定がない場合には、企業と監査人が十分に協議を尽くし、実態・実質を踏まえて判断していくことが求められる。規則主義から原則主義へと、会計の世界におけるパラダイムシフトともいえる大きな転換期を迎える中で、これまで以上に企業と監査人が連携を深めていくことが重要と考えている。

### 4 おわりに（IFRS人材の育成に向けて）

IFRS導入を成功させるためには、会計基準設定主体・監査人・企業など、IFRSに関わる当事者すべてが、双方向の関係で相互に連携していく態勢を確立することが必要となろう。そのために、我々企業が今後対応していかなければならない課題は何であろうか。会計基準を正しく理解・解釈し、経営実態に即した会計基準の適切な判断・運用を行い、監査人とも対等な目線で議論でき、IASBやASBJなどに対して積極的に意見発信していくことができる会計専門家を育成すると同時に、会計専門家だけでなく、業務部門においても、IFRSをしっかりと理解した人材を配置していくことが重要な課題となる。

弊行では、数年前から会計専門職を対象とした新卒者採用を開始し、銀行業務に精通しながら財務会計について体系的な専門知識を有する人材を戦略的・計画的に育成することに取り組んでいる。今後、IFRS移行本格化に向けた人材の強化を進め、こうした人材が弊行を支える存在になるとともに、いつの日か、金融界を代表して、IASBなどの専門組織にも参画し、広く会計の世界にも貢献していくことができればと願っている。